

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 2 年 1 月 3 1 日作成)

法令名	北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例
根拠条項	第 1 1 条第 2 項
許認可等の種類	指定種子生産ほ場の指定
法令の定め	知事は、知事以外の者が経営するほ場において優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認めるときは、当該ほ場を優良品種の種子の生産を行うほ場として指定することができる。
審査基準	北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例事務取扱要領別記 2 による。
標準処理期間	総 期 間 申請を受理した日から 2 1 日・丹 (注：休日は含まない) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 2 1 日・丹 (注：休日は含まない)
処分担当課	・原原種ほ 農政部生産振興局農産振興課 (調整係) (電話番号：011-204-5982) ・原種ほ及び採種ほ 各総合振興局・振興局産業振興部農務課生産振興 (農産) 係
申請先	・原原種ほ 農政部生産振興局農産振興課 (調整係) (電話番号：011-204-5982) ・原種ほ及び採種ほ 各総合振興局・振興局産業振興部農務課生産振興 (農産) 係
問い合わせ先	農政部生産振興局農産振興課 (調整係) (電話番号：011-204-5982)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html)